技能実習生についてのお問い合わせは下記までお願いいたします。

《協同組合 都市環境開発センター》
〒466-0847　愛知県名古屋市昭和区長池町 5-16-5
Tel：052-858-3950
無料職業紹介事業許可番号　許 1706001438
登録支援機関許可番号　　19 登 -001948

《株式会社グローバルスタッフィング》
〒104-0042　東京都中央区入船 3-8-7 ザ・ロワイヤルビル 5F
Tel.：03-6228-3078　　Fax：03-6228-3578
有料職業紹介事業許可番号　13・ユ・307639
労働者派遣事業許可番号　　派 13-306347

《送り出し機関》
ベトナム航空コーポレーション
ALSIMEXCO 人材派遣株式会社
航空労働輸出センター
本社：VIET NAM、HA NOI 都、LONG BIEN 区 BO DE 地区
NGUYEN SON 通り 200/10 裏通り 1 号
Tel.：（+84）243-872-9181　　Fax：（+84）-243-873-0624

設立
昭和 63 年 4 月
新時代のニーズにフレキシブルな対応ができる技術コンサルタントサービスを専門的なノウハウでコンサルティングすることにより、従来にない高度技術を提供し、総合的な見地から諸事業に寄与する目的として、経験と実績を持つ有能な技術集団を、協同組合都市環境開発センターを最初に立ち上げました。
都市開発・地域計画・環境調査・測量・国土調査・土木設計・都市計画・農業土木設計・建築設計・積算・補償業務・IT 化事業を行ってまいりました。数多くの実績で地域の発展のため専心努力してまいりました。

平成 24 年 4 月
技能実習生受け入れ制度導入、外国の方が日本の企業で働くことにより日本の高い技術を身につけ、その国の発展を担う人を育てる「人づくり」を目的として国際貢献を行ってまいりました。

平成 30 年 12 月
技術・技能の習得を目的とする外国人留学生・研修生・その他就労体験および就職活動に関する受入並びに日本語教育及び相談・研修・習得技能等の評価等の支援、国際交流の発展に寄与する目的をし、一般社団法人 海外人材サポート協会を別途立ち上げました。
当法人は事業に必要な人材・労働に関する総合的な調査・研究・実務倫理・技能の普及活動を行い勤労者の能力向上の開発と雇用の創出並びに促進を図る目的としています。

日本の文化に憧れ、日本で働きたいという
情熱を持った若者たちを支援していきたいと思っています。

次Ｐをご覧ください

外国人技能実習生事業のご案内

協同組合都市環境開発センター

ごあいさつ

新時代のニーズにフレキシブルな対応ができる、協同組合都市環境開発センターは、技術コンサルタントサービスを専門的なノウハウでコンサルティングすることにより、従来にない高度技術を提供し、総合的な見地から諸事業に寄与することを目的といたしております。

当組合は“ 技能実習 ” を通じて技能実習生の人材育成と国際貢献を目的とし、日本の企業の職場の活性化と効率化を高めるため、外国人技能実習生受入事業をしております。

今後とも地域発展のため専心努力をして参りますので、どうぞよろしくご支援のほどお願いし、ご挨拶申し上げます。

代表理事

経営理念

- 礼儀正しく、健康良好な青年そして体力のある技能実習生を企業様に配属すること。
- 業種別でしっかり職業訓練された人材を受け入れること。
- 日本における技能実習生を厳密に管理し、ケアすること。
- お客様の要望に応じてお役立ちたいと考え、日本の企業様とベトナム・中国その他の諸外国の工業化の発展に貢献すること。

当組合は、行政書士・公認会計士等を顧問におき、フォロー体制を万全にしております。

外国人技能実習制度とは

日本の企業等で技術、技能又は知識を修得するために外国人を受入れ “ 技能実習 ” を通じて技能実習生の人材育成と日本で修得した技術の母国への移転を図るという人的な国際貢献を目的として、法務省入国管理局が実施している制度です。講習を含む一年間の実習終了前に、対象職種、作業に限り、技能検定試験、実習成果等の評価を受け、更に2年間 “ 在留 ” を延長する事ができます。

企業の受入れ人数

企業の常勤職員数(法人毎)	*技能実習1号(1年目)の受入れ人数枠*
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
41人～50人	5人
31人～40人	4人
30人以下	3人

例）受入枠が3名の企業で毎年3名の受入を行った場合

期生	1年目	2年目	3年目	4年目
1期生	3名	3名	3名	
2期生		3名	3名	3名
3期生			3名	3名
4期生以降				3名
合計	3名	6名	9名	9名

※30人以下の企業では、技能実習生数が受け入れ企業の常勤職員総数を超える事は出来ません。
※常勤職員数とは、労働保険概算・確定保険料申告書の雇用保険被保険者数です。

外国人技能実習生　入国までの流れ

選考　海外現地面接（経験、年齢、男女etc...）

・海外現地面接は、基本的に企業様と組合職員が一緒に現地に出向き行います。
・日本語で会話したり、企業様指定の技能テスト、体力テストを確認出来ます。
・合格した実習生は3ヵ月の日本語の勉強を全寮制で行い入国準備に入ります。
・作業訓練（専門用語、安全教育、工具名、機械名、資材名、作業別）企業様指定で教育致します。

申請　在留資格申請

・当組合は必要書類をまとめ、合格者の入国手続きを入国管理局に申請します
・技能実習生の面接終了後から入国するまで約6ヶ月必要となります。
・在留資格認定書が入国管理局より組合に届き次第、海外の日本大使館に送り、入国ビザの発給手続きを行い、日本へ入国します。

講習　日本入国後の講習（１ヶ月間）

・入国後、約1ヵ月組合の学校又は組合指定の公共施設にて行います。
・日本で生活する上での日本の生活マナー・道路交通法・実践的な日本語及び、法律を教えます。特にゴミの分別などは自治体により異なりますので実習生が配属される市町村の分別方法を教えます。

企業様への配属

・講習終了後、企業様に技能実習生の配属を行います。
・技能実習生（労働者）となりますので残業等は可能です。（36協定届け範囲内）
・賃金も都道府県の最低賃金法が適応になりますので法律の順守をお願い致します。
・配属後は、日本人正社員と同様に労働関係法令が適用されますので給与の他にも雇用保険料や社会保険料が発生します。

配属後のアフターフォロー

・在日期間中は当組合による担当員が定期的に訪問指導を行います。
・企業内の実習に対する訪問指導、補助を行います。
・日本語の教育及び現場作業の通訳指導等を行います

組合概要

名　　称	協同組合都市環境開発センター
設　　立	昭和 63 年 4 月
本部所在地	〒466-0847　愛知県名古屋市昭和区長池町五丁目 16-5
TEL・FAX	052-858-3950・052-858-3951
E-mail	tkk@pure.ocn.ne.jp
東京営業所	〒104-0042　東京都中央区入船 3-8-7 ザ・ロワイヤルビル５F
TEL・FAX	03-6228-3078・03-6228-3578
認許行政庁	法務省・厚生労働省　許可
職業紹介事業の許可等	特別の法人無料職業紹介事業 一般監理事業　・　許可番号：許 1706001438